

北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項

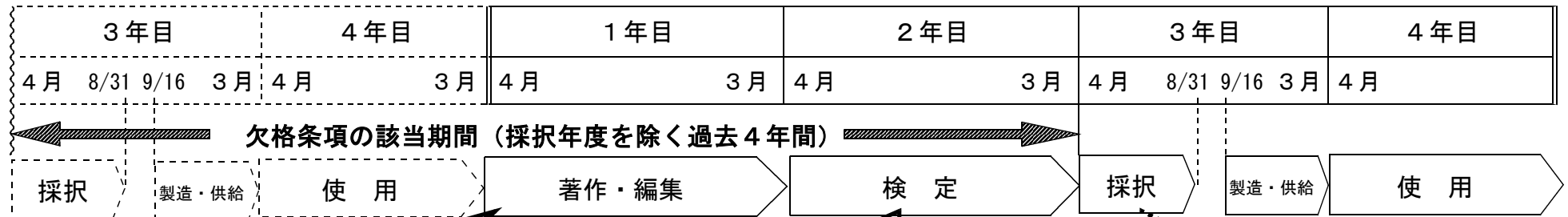
(平成28年5月11日教育委員会決定)

次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。

- 1 教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- 3 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
- 4 過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
- 5 教科用図書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者
なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者
 - (2) 発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
 - (3) 発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
 - (4) 発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
 - (5) 上記(1)から(4)以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者
- 6 上記5の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

<参考>

義務教育諸学校用の教科書が使用されるまでの基本的な流れと各期間における留意事項等



【著作・編集期間】

教科書発行者が、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書（教科書）を作成する期間。

【留意事項】

- ・ 著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を徴することが、一般の国民や地域住民から、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められないよう、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保たなければならない。
- ・ 教科用図書及び当該教科用図書に関連する教師用指導書、教材の著作者や事実上、著作に参加し、又は協力した者は、教科用図書の採択に係る調査員等となることができない。

【根拠】

- ・ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第2項
- ・ 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【検定期間】

文部科学大臣が、教科書発行者から検定申請された図書（検定申請本）を、教科書として適切であるかどうか、検定を行う期間。

【留意事項】

- ・ 検定審査が終了するまでの間、教員等は検定申請本はもとより、当該申請本に係る教師用指導書を見ることはできない。
- ・ 当該申請本を閲覧した者は、検定申請本又はその内容の一部を知ることとなり、教科用図書の採択に係る調査員等となることはできない。

【根拠】

- ・ 教科用図書検定規則実施細則 第五(3)②
- ・ 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【教科書の採択期間等】

<採択期間（8月31日まで）>

各市町村教育委員会（国・私立学校は、学校長）が、教科書を決定（採択）する期間。教科書は4年間同一のものを使用。

※展示期間（6月～7月）

市町村教育委員会等が、教科書の見本本を展示する期間。

※需要数報告期間（9月16日まで）

道教委が文部科学省に道内で使用する教科書の需要数を報告する期間。

【留意事項】

- ・ 9月16日までの間、教科書発行者は、教科書に関する講習会や研修会等の主催または関与、及び編著者をこれらに関与させることはできない。
- ・ 教科書展示会では、誰でも自由に教科書を閲覧し、意見を述べるができる。

【根拠】

- ・ 「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条、同法施行規則第5条及び第14条
- ・ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条及び第15条
- ・ 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）
- ・ 「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号文部科学省初等中等教育局長通知）